

第171国会 参議院文教科学委員会

09年4月23日

民主党提案の高校事業量実質無償化法案について

○[那谷屋正義君](#) おはようございます。民主党・新緑風会・国民新・日本の那谷屋正義でございます。

まず、発議者におかれましては、まさに真の教育改革の第一歩たる大変な法案をこの度提出に至り、御努力をされたことに敬意を表しながら質問をさせていただきたいと思っております。

まず、政府の方にお答えをいただきたいと思っておりますけれども、この間の趣旨説明の中にも、日本政府は留保しておりますが、国際人権A規約における中等教育に係る条項云々というところがございました。

このことについて、国連の社会権委員会、これは〇一年、二〇〇一年に行われたわけでありましてけれども、そこで、経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の最終見解において、「拘束されない権利の留保の撤回を検討することを要求する」として、日本政府には〇六年、二〇〇六年、今はもう二〇〇九年ですけれども、二〇〇六年までにこの勧告を実施するために取った手段についての詳細な情報を含めることを要請すると求められておるわけでありましてけれども。その時点で報告がなされているのかどうか、あるいはその報告をもしなされていないのであれば、どのような今状況で、どのような認識を持たれているのか、お尋ねをしたいと思います。

○[政府参考人\(金森越哉君\)](#) 国際人権A規約第十三条2(b)におきましては、種々の形態の中等教育は、すべての適当な方法により、特に無償教育の漸進的な導入により一般的に可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとするところがございます。

我が国といたしましては、後期中等教育に係る経費について、負担の公平や無償化のための財源をどのように賄うのか等の観点から、これらの教育を受ける生徒等に対して適正な負担を求めるという方針を取っておりまして、この国際人権規約の批准に当たりましては、当該規定に拘束されない旨、留保したところでございます。

二〇〇一年、平成十三年九月に、御指摘がございましたように、国連の経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会が最終見解として、日本に対し国際人権A規約第十三条2(b)、中等教育に関する無償教

育の漸進的導入に関して留保の撤回を検討することを要求しておりますが、我が国といたしましては、二〇〇二年、平成十四年十一月に国連に提出をいたしました経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の最終見解に対する日本政府の意見におきまして、我が国の行った留保については、締約国として条約法条約に規定する正当な手続に従って行っているものであるところ、貴委員会がその権限の範囲内において正当な関心を有することは理解し得るが、これらを撤回するか否かは締約国の主体的な判断にゆだねられるべきであると考えるところの意見を表明しているところでございます。

なお、我が国としての政府報告書は外務省で取りまとめておりますが、外務省によりますと、当該報告書は関係する府省庁が多岐にわたり、また作業も膨大なものであることから、作成に時間を要しているものと伺っているところでございます。

○那谷屋正義君 つまり、まだ報告が出されていないということで、外務省が取りまとめているということで今お答えをいただきましたけれども、しかし、二〇〇六年までということで、もう二〇〇九年になっているわけで、既に三年がたとうとしているわけでありまして、これは学校の宿題をいつまでにやってこいということが、三年というのはあり得ないんですけれども、三日四日遅れたらこれは大変なことになるわけでありまして。これは文科省の一義的な責任ということではないと思いますけれども、やっぱりそういう意味では日本の外交の在り方というものも改めて、ここは違う委員会ですから申しませんけれども、やはりちょっとそこは問題だなというふうに思いますし、それから、今の文科省の見解についても、確かに日本国内の問題であるというふうなことで言い切っちゃって本当にいいのかどうなのかという問題は私はあるだろうと思います。やはり日本の国として、あるいは教育立国としてどのようにこの後期中等教育というものを考えるのかということについて、今こういうふうに考えていると、そして、そういう流れの中にあって、今日本としてはどういうところを検討しているとか、そういうふうな話を報告するのであれば分かるんですが、ただそういう何かつれない報告の答えだと何となくそれでいいのかなというのを感じます。

それで、今、世界標準というふうにもなりつつあります国際人権A規約ですけれども、「中等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。」というふうにな

っております。これは締約国の百五十一か国ある中で、つい先日までは三か国がまだ留保だったわけでありませけれども、ところが三か国のうちのルワンダという国がその留保を解きまして、いよいよ日本とマダガスカルのこの二か国になってしまったという状況がございます。

それはともかくとして、世界標準となりつつある教育の無償化の意義について、まず文科省はどのようにお考えかをお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣（塩谷立君） 後期中等教育を受ける機会をどのように国民に保障するかということではありますが、これも各国それぞれの事情を踏まえて政策判断がなされるところであり、高等教育については特に私立学校の占める割合が多い我が国としましては、負担の公平等の観点から公立学校の進学者に対しても一定の負担を求めているところでございます。

一方、教育を受ける機会を均等、実質的に確保するために、我が国としては、経済的な理由により就学の機会が奪われることのないように授業料の減免あるいは奨学金事業の充実によって支援を努めているところでございまして、今後とも、全員一律無償化ということではなくて、主に低所得者に対し、対象とした、重点的に支援することで後期中等教育を受ける機会の確保が図られるように今後とも努力をしまいたいと考えておるところであります。

○那谷屋正義君 発議者はその辺りをどのようにお考えでしょうか。

○委員以外の議員（水岡俊一君） 発議者の水岡俊一でございます。

那谷屋委員の御質問にお答えをいたします。

現在、高等学校等の後期中等教育機関への進学率というのは九八％と言われております。これらの教育機関は準義務教育的な役割を担っているということは、もう皆さん御承知のとおりだと思っております。

本法律案は、その教育費に係る保護者の負担を軽減し、次代、次の時代を担うすべての子供たちに教育の機会をひとしく保障することによって教育の格差を是正していくということを目指しているわけでありませ。

今回の制度設計というのは、高等教育の無償化を目指す民主党、今、国際人権規約の御紹介がありませましたが、民主党は高等教育の無償化を目指しているわけでありませ、その民主党としては、この前段として後期中等教育の無償化実現に向けた大きな一歩を踏み出したいと、

こういうふう考えたところであります。

先ほどから御紹介をいただいております国際人権規約A規約の第十三条では、まず、この規約の締結国は教育についてのすべての者の権利を認めるとし、第二項に中等教育についても記述がされているところ、そして、今、那谷屋委員から御紹介がありました、ルワンダが留保を解き、そしてマダガスカルと日本だけになったということは、我が国にとって大変恥ずかしいことだというふうに思うわけがあります。その国の主体性に任せるとのことだからこそ、私たちは恥ずかしいことではないかというふうに考えています。高等教育とともに、同項の無償教育の漸進的な導入の部分を私たちは何としても解いていくべきだというふうに考えているということをお理解をいただきたいと思えます。

こうした経緯を踏まえて、すべての義務教育修了者に次なる教育の機会を保障するための第一歩を踏み出してまいりたい、それがこの法律の考え方です。

以上です。

○那谷屋正義君 もう九七%から九八%の進学率ということでありませけれども、そのやはり後期中等教育の在り方というものについて、先ほど大臣が少し触れられたかと思えますけれども、再度、この後期中等教育にかかわって、日本の教育行政としてどういうふうにあるべきなのかということについて、改めてお考えをお聞きしたいと思えます。

○国務大臣（塩谷立君） 先ほども御答弁申し上げましたが、後期中等教育につきましても、ある点、受益者負担という観点からもあり、また国公私の状況もあり、授業料の負担については在学者あるいは保護者に求められているところでございます。

しかしながら、今お話ございましたように、九八%の進学率という国民の教育機関となっておりますので、経済的理由によって就学困難な高校生に対して、その機会が奪われることのないように最大限の支援をしていかなければならない、授業料の減免あるいは奨学金の事業の充実によってその負担の軽減を図っていかなければならないと考えておりますし、最近の経済状況の中で、やはり家計負担の問題も具体的な議論をして、将来的にどうあるべきかということは当然検討を要するところであると考えておりますが、財源の問題もありますし、やはり基本的な考え方をどうするかということをしかりと議論をしていかなければならないと、そういった思いでございますが、今の時点

でこれをすべて無償化ということはかなり現実的にも困難でありますので、今のところ、我々としては、授業料減免あるいは奨学金の充実ということで負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

○那谷屋正義君 今、大臣自ら現在のこういう状況の中ではその無償化というのが困難だというふうな、もう何か半ばあきらめられたようなお話がございましたけれども、本当にそうなのかどうなのかということについてはやはり再度検討する必要があるだろうというふうに思いますし、減免措置というものが必要のない方法というのはやはり無償化であり、九八%の進学率ということであればもう準義務化であるということ。この部分について、やはりこの日本の教育のシステムをどういうふうにするかという大きな、大上段に構えた形でやはり考えていくべきときなのではないかというふうに思うわけでありまして、そういうスタンスに立っていただけるのであればもう我々も本当に全面的に文科大臣を中心とした文科省を応援したいなというふうに思うんですが、もう走る前から、始めからあきらめられているというのについてはちょっと今がっかりしたところであります。

それで、今この部分について批准を保留をしているということの理由の一つに、やはり私学の問題を今挙げられました。今回の法案の中では、私立高校等における教育費負担等の軽減を図るというふうにもございます。とりわけ、一定の年収が少ないところにはそれなりの配慮も含めた措置をするというふうにうたわれておりますけれども、そのことの意義を改めて発議者にお尋ねをしたいと思っております。

○委員以外の議員（水岡俊一君） お答えをいたします。

我が国の高等学校における生徒数の公私比率を調べてみますと、公立は私立の二・二倍となっております。しかし、県別に公私比率を調べてみると、東京都においては私立が公立を上回っている、一部の県では全生徒数に占める私立の割合が四%、五%にとどまっている。そういうような、私立校の位置付けは地域によって大変大きく異なっているのが現状であります。

また、公立高校全日制ではほとんどの都道府県において授業料月額が九千九百円前後となっているのに対し、私立では学校によって大きな開きがあります。全国平均によって公私を比較いたしますと、私立高校の授業料は公立の約三倍となっているのが現状であります。また、納入金すべてを計算をしますと、公立の五倍から六倍と言われているわけであります。

こうした我が国の全国的な高等学校の設置の形態と授業料の水準、

私学進学者の志望動機などのかんがみれば、現時点においてすべての私立高等学校の授業料を全額国庫で保障するという選択肢は多くの国民の理解を得ることは難しいのではないかという、そういう判断もございます。そういったことから、本法律案においては、当面、公立校と同じ水準の支援を行うということを第一義に考えたところであります。この措置によっても教育費に掛かる家計負担は随分緩和をされるのではないかというふうに考えております。

また、本法律案では、私立高校への進学者のうち家計の状況が厳しい世帯に対しては、支援の増額を行う規定も併せて設けております。今後、高等学校での教育を希望するすべての生徒にその機会を保障できるよう、私学助成の在り方等も含め、教育費負担の在り方について幅広い視点から論議を深めてまいりたいと、こういうふうに考えているところであります。

以上です。

○那谷屋正義君 私学の問題からなかなかこの問題には留保を解くことができないという大臣からのお話がありましたけれども、今のようない歩踏み込んだ考え方というものがなかなかどうしてこれまでされてこなかったのかなということについて、私自身ちょっと残念だなというふうにも思うわけでありまして。そういう意味では、やはりこれは保護者全体のそういった負担軽減というふうなもの、まして九七%、八%が進学率あるということでもありますから、単に受益者負担という話ではなくて、やはりもうほとんど全体にかかわってくる問題であるというふうなことを考えると、やはり公的に国としてきちっとそこのところを保障する、高校へ行きたい人すべての人たちにそういう機会を保障するということが、これはやっぱり国の大きな役目ではないかというふうに思うわけでありまして。

また、もう一つ、大臣から言われた、いわゆる授業料の減免ですとかあるいは様々な奨学金制度、そういった措置が今されているというお話でしたけれども、実は先日、ちょうど四月の十五日、NHKのアンケート調査みたいのが報道されましたけれども、そこで出てきた話というのが、昨年の秋から大変景気の悪化が深刻になったということで、それ以降授業料を滞納する生徒が増えたかどうかというような質問に対して、増えたと感じるというふうに答えた高校が約四二%あったということでもあります。

それから、滞納の理由についてというのは、これは複数回答でありましたけれども、やはり経済的に厳しい家庭が多いというふうなところ

るが二九%、それから離婚など家庭の事情というのが二五%、それから、授業料を滞納している割には飲んだりパチンコしたりとかというふうな話の中で、いわゆる保護者のモラルの低下ということが二二%というふうに出ているわけでありまして。いずれにしましても、高校で後期中等教育を受けたいと思うその個人ですね、生徒個人について相当影響が出てきているということは間違いございません。

さらに、お手元にお配りいたしました資料の、まず、ちょっと後ろからで申し訳ないんですが、資料の三、四枚目ですけれども、資料の三であります。

これは収入別階級五つに分けて消費の比率を表したグラフでありますけれども、やはり、第一階級、年収が三百六十七万未満のところは八二・五、一方で八百七十九万以上のところは六六・四という、こういうふうな大きな差が出てきておりまして、ここが何が差が出てくるのかということになりますと、その後の資料四というのを御覧いただけたらと思いますが、今回は授業料等を国の方で負担をするという法案になっておりますが、実は高校では授業料のほかに、これは鳥取県の例でありますけれども、約、授業料と同じぐらいの額、私費として負担をしなければならないというふうに出ているわけであります。

そうすると、先ほどの資料三と比べてみても、例えば、もう現実に修学旅行代が払えないですとか、あるいはクラブ、部活の部費を集めると、そこにはちょっと払えないということの中で、部活動をしたくても部活動をあきらめざるを得ないような子供たちも出てくるということの中で言うならば、これはやはり機会均等というふうなところからは逸脱する大きなものになっているのではないかなというふうに思うわけであります。

そして、資料の二を御覧いただけたらと思いますがけれども、これは「年収四百万世帯における子どもに対する学校教育費負担等」ということで、学校費負担等ということは、この一番下の薄い緑色のは、これは年金等の保険料等を含むわけでありましてけれども、そうした中で見てみますと、大体二人の子供がいて二人とも大学に通っているときには、その年収に占める学校教育費等の負担が何と七三%になるというようなことでございます。これは本当にこういったことで機会均等なのかということやはり私は疑問に思わざるを得ません。

そういうふうな状況を踏まえる中で、文科大臣として、こうしたNHKのデータの結果も踏まえて、どのようにお考えか感想をお聞かせいただけたらと思います。

○国務大臣（塩谷立君） NHKのアンケートの結果等、最近の経済状況を踏まえたいろいろな結果が出ていると思います。

先ほども申し上げましたが、そういう状況の中で、当然、家計費負担の問題、教育費全体の問題、あるいは義務教育ということで高等学校をどうとらえるかといった大きな課題としては今後当然検討をしていかなければならないと考えており、現状においては、そういった状況において、私どもとしてはできる限りの授業料減免あるいは奨学金制度の充実を図って、できる限り経済的な理由によって就学の機会が損なわれることのないように努力をしていこうと思っておりますが、将来的にいろいろと検討しなければならない今の現状の状況は私どもも受け止めながら、今後努力をしてまいりたいと考えております。

○那谷屋正義君 それじゃ発議者の方に、同じように、今のこうした収入の格差が恐らく教育の格差に物すごく直接的にも影響するだろうというふうなことを踏まえて、今私が申し上げましたことに対するの見解、ございましたらお願いしたいと思います。

○委員以外の議員（水岡俊一君） 那谷屋委員が御指摘いただいた高校生の授業料以外の負担分というのはかなりございます。教科書代であるとかあるいは副教材費、制服代、修学旅行費などというのは考えられるんですが、私は更に加えて通学の定期代だとかということも非常に大きな要因になってくるというふうに思っております。

もうアンケート調査によるまでもなく、高校生のそういった経済的な負担によって退学を余儀なくされているという生徒が増えているということは、もう皆さんお感じになっておられるというふうな思っております。また、学校は続けるけれども修学旅行に行けないという生徒が出てきたり、あるいは高等学校に通いながらアルバイトをしなければいけないという子供たちも増えているということでもありますから、そういった部分を何としても私たちは解消していきたいというふうに、支援をしていきたいというのが考え方として持っているわけがあります。

先ほど文科省からは負担の公平という観点から難しいんだというお話がありましたが、私は難しくないと思っております。民主党としては、負担の公平化をやるならば無償で公平化をすればいいというふうに思っているわけですが、私費、私立学校へ通う生徒の負担を家庭がしなければいけないということから公平化ができないというのは、論理的に僕はおかしいというふうに思っております。民主党としては無償化による公平化を目指していくべきだというのが考え方です。

○[那谷屋正義君](#) ありがとうございます。

授業料の減免というものを考えたときに、これも実は設置者にゆだねられる部分が多くて、そういう意味では地方財政の財政力にも相当な格差があるわけでありまして。減免制度と一概に言っても、これはどの県に行っても同じだということではなくて、あるいはその枠をちょっとでも超えた人、大変厳しいけれどもそれを超えてしまったという人は減免制度を受けられない状況にもなるわけでありまして。沖縄なんかはこれまで全額免除だったものがそれを半額免除というふうに変えたんです。そしたら物すごくその適用者が増えてしまってきているというような現状もありますし、そういう意味では、やはり地方の財政力がそうしたところへまた随分違いが出てきてしまっているということも現実としてあるわけでありましてから、減免に頼るということだけでは国としての役目を果たしているということにはならないというふうに私は思うところであります。

さて、お配りしました資料の—Aというのを御覧いただきたいというふうに思います。

これは一人の生涯から見た社会保障の給付と負担の姿というものでありまして、それをシミュレーションしたものでありますけれども、これを見ていただければ、御案内のように、いわゆる日本の社会保障の給付というのは高齢者に非常に多くなっていると。これがいけないとかいいとかという問題じゃなくて、まだ足りないぐらいだと言われているぐらいですから、ここの部分について高齢者においては非常にこの給付が多くなっている。ところが、いわゆる生涯の前期の部分でありますね、教育を受けるような段階のときになると、それほどの給付を受けていない。

やはり、ここで一定のそういったものを、このバランスを取ることによって、いわゆる社会保障が継続したものになっていく。そういったこと、子供たち、そういったことを受ける個人も、やはり私は国のこういったものを受けながらやってきているということ、それから、そういうものを受ければ受けるほど、今度は高齢者に対するこの社会保障の給付の部分に対しての貢献度も非常に高いというデータも出てきていますから。そういう意味ではこのバランスという意味からも、やはりここで思い切り後期中等教育というものについて考え直す、今回の御提案のように授業料を実質無償化するそういう制度というものが非常に今望まれているのではないかなというふうに思うわけでありまして。この制度の実現に向けて、最後に発議者に決意をお聞

かせいただけたらと思います。

○委員以外の議員（水岡俊一君） 小泉構造改革と規制緩和により、家計への教育費の負担が増している。そういった中にアメリカ発の経済危機が保護者家庭を襲って、以前にも増して経済格差が、厳しい教育格差が生まれているということを皆さんと共有しているわけですが、そういった中で、改めて考えてみますと日本の公財政教育支出の対GDP比というのは、OECDの中で最低の日本は三・四%であります。

そういった中で、授業料の滞納者、退学や大学進学をあきらめるなどの子供たちが増えていますから、子供たちや保護者の皆さんに今回の法律案を提示をし、そして経済的な支援をわずかではあります。することによって大きな夢を与えることになるというふうに思っておりますし、そういったことで那谷屋委員がおっしゃっている世界的な標準というものに近づくことができるのではないかというふうに私は思っております。

以上です。

○那谷屋正義君 教育立国あるいは教育が大変大事だと言っている我が国において、この世界標準、目指すべき一つの指標だと思いますけれども、これにやはり追い付くということはもうまず最低限のハードルなのではないかなというふうに思いますので、是非この実現に向けてこれからも頑張ってくださいとことを祈念いたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。